

4月1日から児童手当制度が拡充されました

—児童手当制度の概要—

児童手当制度は、児童を養育している方に手当を支給することにより、家庭における生活の安定に貢献するとともに、次代の社会を担う児童の健全な育成および資質の向上に役立てることを目的にしています。

◆支給対象

児童手当は、12歳到達後の最初の3月31日までの間にある児童（小学校修了前の児童）を養育している方に支給されます。

ただし、前年（1月から5月までの月分の手当については、前々年）の所得が一定額以上の場合には、児童手当は支給されません。

◆支給手続き

児童手当は、児童を養育する家計の主な生計維持者が申請し、住所地の市町村長（公務員の方は勤務先）の認定を受けることにより、申請した翌月分から支給されることになります。

今回の拡充のポイント

◆支給月額

急速な少子化の進行などを踏まえ、若い子育て世帯などの経済的負担の軽減を図る観点か

ら、3歳未満の乳幼児の養育者に対する児童手当の額を、第1子および第2子について倍増し、出生順位にかかわらず一律月1万円となりました。

なお、3歳以上の児童の児童手当の額、支給対象年齢および所得制限限度額については、現行どおりです。

0歳以上3歳未満の児童の養育者に対する児童手当

〈現行〉

- ・第1子、第2子 月額5千円
- ・第3子以降 月額1万円

〈改正〉

- ・第1子、第2子 月額1万円（倍増）
- ・第3子以降 月額1万円（現行どおり）

3歳以上（現行どおり）

- ・第1子、第2子 月額5千円
- ・第3子以降 月額1万円

※今回の改正では、受給者から

特段の手続きを行う必要はありません。なお、3歳未満の児童手当などの額は一律月額1万円となりましたが、3歳到達後の翌月からは、第1子および第2子の手当額は5千円となります。

◆所得制限限度額

所得制限限度額は、前年（1月から5月までの月分については前々年）の所得額で判定します。また、所得には一定の控除があります。なお、所得制限限度額は年によって変更されることがありますので、詳しくは伊奈庁舎児童福祉課（公務員の方は勤務先）へお問い合わせください。

| 扶養親族などの数 | 自営業者 (国民年金加入者) | サラリーマン (厚生年金等加入者) |
|----------|-------------------|----------------------|
| 0人 | 460万円 | 532万円 |
| 1人 | 498万円 | 570万円 |
| 2人 | 536万円 | 608万円 |
| 3人 | 574万円 | 646万円 |
| 4人 | 612万円 | 684万円 |
| 5人 | 650万円 | 722万円 |

※注1

所得税法に規定する老人控除対象配偶者または老人扶養親族がある方についての限度額（所得額ベース）は、上表の額にその老人控除対象配偶者または老人扶養親族1人につき6万円を加算した額

※注2

扶養親族などの数が6人以上の場合の限度額（所得額ベース）は、1人につき38万円（扶養親族などが老人控除対象配偶者または老人扶養親族であるときは44万円）を加算した額

◆支給時期

児童手当は原則として、毎年2月、6月、10月に、それぞれの前月分までが支給されます。

◆問い合わせ先

伊奈庁舎児童福祉課

☎ 58-2111（内線1162）